ご確認をお願いします!

平成24年度

固定資産税。都市計画税 無税通知書の見方

お問い合わせの際は、整理番号をお知らせください。

で不明な点や、お気づきの点がございましたらお気軽にご相談ください。 その際、納税通知書 1 枚目の右上に記載してある整理番号をお伝えいただかないと、詳細な 説明ができませんので、ご了承ください。

1	枚	3
		_

平成24年度 固定資産税・都市計画税 納税通知書

整理番号通知書番号

次のとおり税額を決定いたしましたので 各納期によって納めてください。

納税方法が記載されています。 口座払いか納付書払いかご確認ください。 納付書払いの場合は、添付されている納付書で納付 してください。

2枚目

マンション資産をお持ちの方へ

マンション敷地分の税額については、 この欄に記載してありますのでご確認 ください。

2 固定資産税・都市計画税の計算基

 区
 分
 土地課税標準額
 家屋課税標準額
 借却資産課税標準額
 合

 固定資産税
 1.4%

 0.15%

 0.25%

 区
 分
 軽減(家屋)

 固定資産税
 1.4%

 都市計画税
 0.15%

 0.25%

合計金額(マンション敷地分の税額を含む)

1年分の合計税額が記載されています。 減免資産がある場合、減免後の合計税額が記載され ます。

					prompt of the second
		区	分	土地区分所	有税額
	1	固定資産税	1.4%	- Total	
	都市計画税	0.15%			
	1	加川山田町北	0.25%		
×	(合計	党 額	a expend for	(1)
			77-19	I WAR V	7

納税通知書が2通以上届いていませんか?

同じ宛名の納税通知書が2通以上届いているときにはご連絡ください。
なお、単独名義と共有名義の資産をお持ちの方には、複数の納税通知書をお送

なお、単独名義と共有名義の資産をお持ちの方には、複数の納税通知書をお送りしています。同じ共有名義でも、持分割合が異なる場合は別々の納税通知書になります。

お持ちの資産にご不明な点はありませんか?

今一度、お持ちの資産の所在地、地番、地目、地積、家屋軽減などの項目に誤りがないか ご確認ください。

なお、詳しい「課税明細書(土地・家屋)の見方」については、納税通知書3枚目と4枚目の裏 に記載しております。

※お持ちの資産が多い方には、別に課税明細書を同封しています。

記載例(3枚目)

固定資産課税明細書

3~8枚目

3 四足其座际忧灼和首									
本年月	医の納税通知	印書により)課税された	た固定資産((\pm)	地・家屋)の明細	をお知らせし	ノます。	
区分 所	在 地		地			番	小字 又は	家屋番号	
登記地目又は用途		前年度固定資	産税課税標準額			定資産税課税標準額 固定	固定資産税相当額	家屋軽減	備考
課税地目又は用途		前年度都市計	画税課税標準額	建築年次	都市	市計画税課税標準額 報報	都市計画税相当額	軽減等種別	
土地 〇〇町		耕1番1) <	,		,,	000	,	
宅地				12,000,000		6,600,000 1.4	92,400		
宅地	300.00		6,000,000			6,600,000 0.25	16,500		5 6 50 533
土地 〇〇町		耕2番1					000	,	
宅地	住宅用地) -	1,657,500			1,657,500 1.4	23,205		○○マンション
宅地	200.00		3,315,000			3,315,000 0.25		2	7011/47217
家屋 〇〇町		耕2番地	1				2番1		山口 花子
居宅	鉄骨鉄筋コンクリート造			6,842,880		6,842,880 1.4		47,900	\
	90.00			平成23年建築		6,842,880 0.25	17,167	新築軽減	
		-5-5							
								0.000.00	

新築住宅に対する軽減措置とは?

以下の要件を満たしている新築住宅は、一定の期間、住居部分の120㎡までの固定資産税が 1/2に減額されます。

①住居部分の床面積が50㎡(一戸建て以外の貸家住宅については40㎡)以上280㎡以下であること。 ②住居部分の床面積が建物の総床面積の1/2以上であること。

減額期間

一般住宅	<mark>3年間</mark> (長期優良住宅は5年間)
3階建以上の中高層耐火・準耐火住宅	5年間 (長期優良住宅は7年間)

この措置が適用される住宅については、課税明細書の「軽減等種別」欄に「新築軽減」と記載されていますので、ご確認ください。

長期優良住宅、耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修に伴う減額措置が適用される住宅についても、「軽減等種別」欄にその旨が記載されています。

次の住宅は新築軽減期間終了により減額措置の適用がなくなります。

- ○平成20年1月2日から平成21年1月1日までに建てられた住宅
- ○平成18年1月2日から平成19年1月1日までに建てられた3階建以上の中高層耐火・準耐火住宅